

2025年（令和7年）10月22日
福山市企画財政局税務部税制課

行政用ファクシミリ賃貸借に係る一般競争入札における質問の回答について

No.	質問	回答
1	賃貸人の不可効力による影響で納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借期間（60ヶ月）を変更せず、賃貸借開始時期を遅らせる等の協議に応じて頂けますでしょうか。	受注者の責任によらない事由により納期遅延が発生した場合、開始時期を遅らせる協議に応じることは可能です。
2	契約期間満了後、無償譲渡条件の為、固定資産税の納付義務は貴市にあり、賃貸借料に固定資産税は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	機器の保守につきまして記載ございませんが、本契約に保守は含まれず、貴市のご負担にて別途ご対応頂けるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	「本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、福山市は本契約を解除することができるものとする。」と記載ありますが、予算の減額又は削除により賃貸人に損害が生じた場合、解約金もしくは損害賠償の請求が出来るという認識で宜しいでしょうか。もしくは協議に応じて頂けますでしょうか。また過去に減額又は削除となった事例はございますか。	協議に応じることは可能です。また、過去に予算の減額、削除となった事例はありません。